

946~955

捕獲事件記録

書記	檢察官	擔任評定官	拿捕船名			受理年月日	事件番號
			エルク モラー	英國汽船		昭和十七年一月五日	第三四六號
山邊	中村	本林	船長	及指揮官	拿捕シタル船隻	佐世保捕獲審檢所	
抗機了日	年月日	評定日	コバート、ハル	島山耕一郎	廈門方面特別航 機地隊司令官		
昭和八年八月二十一日	昭和九年一月三十日	昭和十七年七月二日					

必補中第... (定官指名通知) (一七三三三事件受理及担世評)

昭和七年八月廿九日

一七八號

昭和七年九月拾四日

一七九號

昭和七年九月拾四日

一七五號

以テ事件受理ノ件内閣ノ報告書

昭和七年七月三十一日ヨリ八月三十一日ノ捕殺ト存定ノ事ハ自平ニシテ存定

以テ存定ノ件内閣ノ報告

昭和七年九月十日ヨリ存定ノ件内閣ノ報告

以テ存定ノ件内閣ノ報告

領置物總目錄兼處分票

番 號	品 目	員 數	被 押 收 者 ノ 住 所 氏 名	領 置 票		分
				番 號	號	
一	船舶国籍證書	一	船長 ロートホール	第 二 五	號	
二	航海日誌	一	同			昭和 年 月 日
三	海員名簿	一	同			昭和 年 月 日
四	載貨目錄	一	同			昭和 年 月 日

丁等目押
數ノ録收

官命
印令
命
令
要
旨
處
理
顛
末

佐世保捕獲審檢所

番 號	品 目	員 數	住 所 氏 名	被 押 收 者 ノ	丁 等 日 押 數 ノ 錄 收	官 印	命 令	命 令 要 旨	處 理 顛 末	處 分
五	出港証書	二	同	同					昭和 年 月 日	
六	吃水線証書	一	同	同					昭和 年 月 日	
七	税関通過記録	一	同	同					昭和 年 月 日	
八	税関賞書其他	一	同	同					昭和 年 月 日	
九	送金料金報 告書	一	同	同					昭和 年 月 日	

佐捕第三十八號ノ一
日本標準規格B列五號

一〇	書翰(箱)	一	同	同					昭和 年 月 日	
一一	税関係書類	一括	同	同					昭和 年 月 日	
									昭和 年 月 日	
									昭和 年 月 日	
									昭和 年 月 日	
									昭和 年 月 日	
									昭和 年 月 日	
									昭和 年 月 日	
									昭和 年 月 日	
									昭和 年 月 日	

佐世保捕獲審檢所

文 書 ノ 標 目

丁 數 備 考

佐世保捕獲審檢所

倭託書	四五	
調査書	四三	
意見書	四二	
拿捕船載管官之件(通名)	四八	
拿捕船積管ノ件	四九	
載管ノ多クシ	五〇	
公署揚新方(海防)控(石原シヤパンタイムス)	五一	
申渡シ(五ノ方)	五二	
報告(五ノ方)及(五ノ方)送付(五ノ方)	五三	
官報揚新方(海防)控(五ノ方)及(五ノ方)送付(五ノ方)	五四	
報告(五ノ方)及(五ノ方)送付(五ノ方)	五五	

日本標準規格B列四號

佐世保捕獲審檢所長官殿

厦根機密第二九號ノ五

昭和十六年十二月三十一日

厦門方面特別根據地隊司令官

海軍省軍務局長殿

佐世保捕獲審檢所長官殿

拿捕船報告ノ件送付

一、拿捕船報告 (第二四) 一部

但シ汽船「江蘇」「新華」「エルジモラー」「レデーモラー」
 「イスラビサヤス」「デユカツト」「エディスマラー」「水」
 及油槽船「太古二四號」ニ對スルモノ

(別紙添)

(終)

第一丁

佐世保捕獲審檢所

日本標準規格B列四號

(限 添)

(添)

又此書簿部「太古二四號」ニ據ヌルキハ

「トスラノヤナス」「ヤエウダクイ」「エキトスチロー」「木」

卧ノ片部「五籍」「簿華」「エムジイキロー」「クヤイキロー」

一、拿辦錄辨書

(兼 二 回)

一 簿

拿辦錄辨書ノ并添付

武世尉能對春對視是官廻

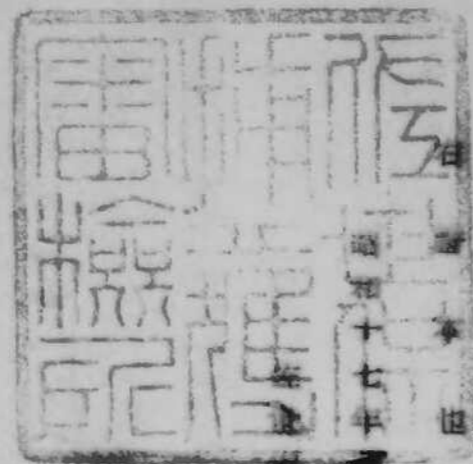
武軍管軍務同是廻

門式面辨限尉能對視此廻同合官

即味十六年十二月三十一日

財對密業二大號ノ五

武世尉能對春對視是官廻



三月二十日

武世尉能對春對視是官廻

山邊九之助



拿捕船

エルジューモラー

報告



Handwritten Japanese text, likely a title or reference number, written vertically in the lower right area of the page.

意見

- 一 本船ハ敵國籍ナルヲ以テ捕獲可然スノト認ム
- 二 本船ハ支那沿岸又ハ内地沿岸貨物輸送(民用)トシテ可ナリト認ム

昭和十六年十二月二十五日

厦門方面特別根據地隊司令官

白田山 耕一郎

第五冊 丁

要		噸數		前所有者 船種船名及國籍 製造年月日 拿捕経歴	項目 記 事
船ノ長サ 船ノ幅	排水量	登録噸數	總噸數		
六三、五 一〇、〇 米	二〇〇〇 屯	六〇九 屯	一一三五 屯	エラト汽船會社 エルシーメラ (ELSIE MOLLER) 二五、六四年 英國汽船 一六、一、二 香港ニ向キ、峇皇島、茂一、八 渡浪角沖ニ於 テ、鵜ニ依リ、拿捕サレ、碇石灣、經由、厦門ニ送致セラル 一、一、一五、一〇〇、第一四三號砲艦 ヨリ引續完了	第一船舶ノ一般狀況

目	船、深十	五、一五米
吃水(米)	満載	四、八米 二、九四米 二、三米 三、六米
速景	九節	八、五節
力航	海	三層ピストン式一基 円缶ニ基一圧カ八五ポンド(缶不良ニテ規定圧カノ半分) ピストン式一基 111r 95A 11KW 石炭(荷載量ニ三七屯)缶水(一五屯)飲水(一屯) ピストン式揚錨機一基 船錨予備ニ中錨一、小錨一、錨鎖左八節 右八節 錨鎖径一五吋 傳導錐ニ依ルピストン式舵取機一基
無線電信関係	無線電信機一基	碇石湾ニ於テ海中投棄

乗員	幹部	七(英ニ希一支四)
	運航関係 事務関係 機関関係	一四(支那人) 一四(支那人) 一三(支那人)
乗客	ナシ	
主ナル載貨	硝子ニ三五箱 開港炭七三〇担	
備考	外販専シ一年半ハ渠ヤズ テリツカ量最大三屯 外二屯 船客定員一〇名 貨物積載量八五〇屯 救命艇六隻	

第二拿捕當時ノ情况

第五丁

一 拿捕船ヲ發見シ停船セシムルニ至ル迄ノ狀況

昭和十六年十二月八日

場所 所 速浪角沖

停船セシメタル理由

停船セシムルニ至ル迄ノ被我ノ行動處置

二 臨檢ノ狀況

臨檢士官名

昭和十六年十二月 日

臨檢ノ狀況

三 拿捕シタル理由

四 拿捕後引渡迄ノ狀況

五 其他

第三 船舶關係書類

第七号

五三二

受着留天

- 一、船舶國籍證書 一通
- 二、航海日誌 一通
- 三、海員名簿 一通
- 四、乘客名簿 ナシ
- 五、備船契約書 ナシ
- 六、船荷證券及送狀 ナシ
- 七、載荷目録 一通
- 八、出港證書 二通
- 九、健康證書 ナシ
- 十、船舶賣渡證書 ナシ

第四、其他捕獲審檢上参考トナル可キ事項

ナシ

(終)

エルシー三

供 述 書

英國汽船

エルシーモラー

- 一、右ハ帝國軍艦艦ニ於テ拿捕シタルニ付捕獲審檢相成度シ
- 一、拿捕顛末及理由ハ別紙鵠水留帳長作成、拿捕狀況等ノ件報告書ニ記載、通ナルヲ以テ該記載ヲ引用ス
- 一、當隊ハ右船舶ヲ昭和十六年十二月十五日第一四三號砲艦ヨリ引継ヲ受ケタリ

昭和十七年一月十五日

廈門警備隊司令井原美岐雄



佐々保捕獲審檢所長官草野約一郎殿

第七丁

海 軍

英領事館長 犬塚 家孝

廈門警備司令 共京美如

昭和十六年十一月十五日

一 當潮ハ或時ハ頭泳十六年十一月十五日第一四三號出航

一 拜書ニ言及ルニ、*(Handwritten note)*

一 拿那、照未及野山ハ保船諸水雷艇是ナリ、*(Handwritten note)*

一 英領事館長 犬塚 家孝

共 社 書

昭和十六年十二月二十五日

鵠 水雷艇長 犬塚 家孝

廈門方面根據地隊司令官 島山 耕一郎 殿

江蘇 ELSIE MOLLER 拿捕狀況等ノ件報告

二 遣支機密第五五六番電ニヨル頭書ニ英國商船拿捕當時ノ狀況左ノ如シ

左 記

江 蘇

昭和十六年十二月八日〇四四〇^頃甲監視部隊ハ *S60W*ノ針路ニテ編隊中
戒中擔新列島東南海上ニ於テ商船一ヲ發見以後嚴重ナル監視ヲ行ヒ
シ所〇五一六甲監視指揮官ノ命ヲ受ケ解列直チニ該船臨檢ニ反轉ス、
〇六一〇該船ニ近接發光信號ニヨリ英國商船ナルコト確メ直チニ停

船及無線電信發信停止等ヲ命シ臨檢セントセシ所當時北東ノ風速十
二米東寄りノウネリ高クシテ乗船臨檢不可能ナリシ狀況ニ鑑ミ針路
ヲ指示シテ續航セシメタリ

此ノ間我カ發光信號ノ了解符ヲ出シ乍ラ容易ニ停船セス極力逃走ヲ
企圖シ無電ノ發信ヲ停止セサリシモ執拗ニ威嚇シ吾カ意圖ノ如ク碇
石灣ニ連航一六一九碇石灣ニ投錨セシム

投錨後直チニ臨檢隊ヲ派遣シ船内ノ臨檢ヲ行ヒシ所船舶書類不完備
ニシテ英國籍船タルコトヲ確認スヘキ船舶國籍證書ナカリシモ船長
ノ申告ニ基キ英國船ナルコトヲ確認シ且ツ船舶書類不完全ナル故ヲ
以テ該船ヲ拿捕スヘキコトヲ宣言ス

宣言後無線電信裝置及機關ノ處理ヲ行ヒタリ
船内ヲ搜索セルモ書類ハ海中ニ投棄セシコトヲ申立テ如何ナル機密

書類モ發見スルコト不可能ナリキ

押收書類

航船日誌、積荷目錄ノ原稿タル載貨表

船舶國籍證書不在ニ關スル船長申立書、船員名簿、船客名簿

右書類ハ一括シ秋津丸正生丸經由復根ニ送付済ミ、銃器彈藥若干押
收セリ

ELSIE MOLLER

昭和十六年十二月八日一四〇〇遮浪角灯臺東南東約十哩ノ地點ニ於
テ英國商船旗ヲ掲揚セル一商船ヲ發見、萬國船舶信號ニヨリ船名ヲ檢
シ英國籍船ナルコトヲ確認セルモ當時江蘇連船中ナリシタメ臨檢不
可能ニシテ萬國船舶信號ニヨリ無線電信ノ發信ヲ停止セシメ本艇ニ
續行セシメタリ

第一〇丁

一七三〇 碓石灣ニ投錨セシメ一八三五臨檢ノ結果船舶國籍證書ニヨ
 リ英國商船ナル事ヲ再確認シ拿捕ヲ宣言シ無線電信機ノ處理ヲ行ヒ
 タリ

押收セル書類

船舶國籍證書、航海日誌、船員名簿、積荷目録

右書類ハ一括シテ秋津丸、正生丸經由厦根ニ送付済ミ

右兩船共拿捕宣言後何分ノ令アル迄碓石灣ニ碇泊スヘキコト

帝國海軍ノ行ヒタル處理以外ニ船體機關其ノ他各部ノ破壊ヲ行ハサ
 ルコト

自沈セサルコト

端艇ヲ降下シテ船員船客等ノ脱船逃走セサルコトヲ誓約セシメ本艇

ハ任務行動上兩船ノ監視ヲ離レタリ

日本海軍艦隊司令部

尙兩船共臨檢中何等抵抗セス極メテ溫和從順ニシテ便宜ヲ提供セリ

佐世保捕獲審檢所

(終)

石膽本也

昭和三十七年二月廿六日



佐世保捕獲審檢所

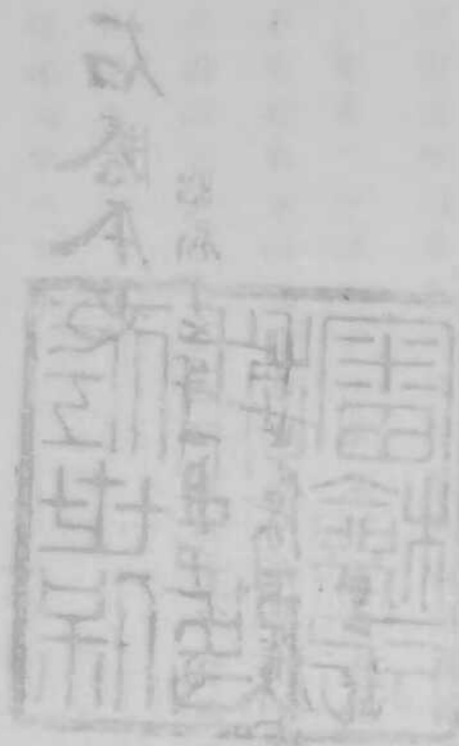
山邊九之助



第二丁

日本海軍艦隊司令部

尙願諸共勳節中何種海軍士大勳文ヲ監研賞賜ニシテ對宜ニ獎揚ナリ



(終)

昭和十七年一月三十日

廈門警備隊司令

佐世保捕獲屠殺所長作殿

拿捕船載貨陸揚及轉載ニ関スル書類送付

一、英國汽船「エリス」ニ對スルモノ 一部

(別紙添)

カニ

海軍

廈門警備司令部
第一號
第一號

第一號

第一號

第一號

拿捕船ヨリ載貨ヲ陸揚及轉載シタルコトニ関スル調査

船名 英國汽船エルシーモラー (ELSIE MOLLER)

船長氏名 カ・エール

廈門ニ於テ右船舶ヲ保管中左記貨物ヲ轉載及陸揚セリ

硝子五五箱陸揚(軍用) (一月二七日) 硝子二九五箱(四箱不足揚調)

平雄丸(轉載佐世保) 送致(自一月二十七日 至一月二十九日)

石炭(轉載六〇吨) (一月二十一日) イスラビヤス、三五吨 (一月二十三日) 平雄丸ハ

一三五吨 (一月二十三日) レイモラーハ、七〇吨 (一月二十八日) カルメンモラー

二陸揚及轉載セル理由

別紙第一號調査書、如ク硝子ハ平雄丸佐世保廻航用ノコバラスト

及軍用トシテ石炭ハ合手捕船佐世保廻航燃料トシテ必要ナルニ

依ル

三別紙第一號ハ調査員調査書ナリ。別紙第二號及第三號ハ評價

三 保給某記の調査員、隨書ナリ保給某二記及某三記の調査員

又軍用ハミテ百歳ハ合手船出せ世界歐州然様ハミテ必要ナリニ
保給某二記隨書ハハ船子ハ平敏及世利歐州用ハハハハハハ
二 郵船及轉運ヨリ由

一 三月廿二日(二月二十三日)ノドイツ艦ハ、セ。級(二月二十三日)ハ、セ。級
百歳轉運六。級(二月二十三日)ノドイツ艦ハ、三。五。級(二月二十三日)ノ平敏及、
平敏及(轉運)世利(送送)既(二月二十三日)ノ
船子ハ五。五。級(軍用)(二月二十三日)ノ船子ハ五。五。級(四。級)ノ平敏及(既)
二 夏門系ノハ、船中ノ五。五。級(轉運)及(既)ノ

英艦名 英國海軍少佐(ERLIE MOTTER)
拿捕船長 轉運員及(既)ノ関スル隨書

者ノ宜並書及評價書ナリ

昭和十七年一月三十日

拿捕船舶保管取扱主任 海軍豫備大尉 沼井 昭

夏門警備隊 兵軍新敵大掃 石井留吉

訛味十一年一月二十日

大ニハリスツイイミテ轉燐スルニ敵當ナルヨリイ陪
ニ敵宜距離 敵子ハ當此軍用イニ幾餘ハ此ヲ取置ルニ平取
ニ同燐燐其中心開禁スルハ拿此燐取置ルニイニ各燐
リ英國製燐「エジプター」燐貨ヲ監査シタリ
別當此燐王昔夏門警備隊司令兵軍大士井原美知誠、合會本
一訛味十一年一月二十日夏門司令兵軍新敵大掃石井留吉ハ拿此燐取置ル
訛味十一年一月二十日
英國製燐「エジプター」燐貨ヲ監査シタリ
實情ニ関スル監査書
昔宜此燐

保驗第一號

別紙第二トシノ

三井物産株式会社

宣 審 書

拙者儀貴殿ヨリ拿捕船舶載貨中賣却又ハ處分セントスル載貨ニ付書面
ヲ以テ評價スル事ヲ依頼サレタルヲ以テ評價ニ際シテハ公平ニ之ヲ行
フ事ヲ茲ニ宣誓候也

昭和十七年一月七日

拿捕船舶保管取扱主任
海軍少佐 國島 其 一 殿

三井物産株式会社
厦門出張所長
立野正夫

第百四丁
第百五丁

昭和十七年一月二十日
海軍少佐 國島 其 一 殿
立野正
三井物産株式會社
廈門出張所長
三井物産株式會社
廈門出張所長
立野正
三井物産株式會社
廈門出張所長

別紙第三号

昭和十七年一月七日

評 價 書

廈門方面根據地隊拿捕船隻保管取扱主任

海軍少佐 國島 其 一 殿

御下命ニ依リ一月六日廈門外港碇泊中ノ汽船「エルシーモラー」ノ石炭ヲ左ノ通り評價候

一、開鑿塊炭（但シ三〇％見當ノ粉炭混入）
二、右ニ對スル評價（市價）
（イ）塊炭一噸ニ付 法幣 二〇〇元 （倉庫渡）
（ロ）粉炭 一六〇元

從而塊炭七〇％、粉炭三〇％ノ割合ノ混合トシテ評價スレバ一噸

第百七丁

(2)

一、
 二、
 三、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、

宣
 誓
 書

宣
 誓
 書

三井物産株式会社

宣

誓書

宣
 誓
 書

宣

宣

宣

宣

長軍警備大尉 公井 誠
令毛麻紙眼取書所外主

長軍警備大尉 公井 誠
長軍警備大尉 公井 誠
長軍警備大尉 公井 誠

長軍警備大尉 公井 誠
長軍警備大尉 公井 誠
長軍警備大尉 公井 誠

宣 告 書

宣 告 書

別紙方三ツ一ニ

評價書

廈門市警備道二〇號

宏茂公司 中津一督

御下命ニ依リ 二月 二日 警備道 二〇號
廈門警備隊ニ軍用トシテ 備中ノ硝子板友ノ通
評價候

記

品名	硝子板	寸	度(吋)	枚	取	取	評	價
・	・	八〇	八〇	八	一	一	三	八
・	・	八〇	八〇	一	一	一	三	八
・	・	八〇	八〇	一	一	一	三	八
・	・	八〇	八〇	一	一	一	三	八

"	33 x 22 x "	140	7	1	6	0
"	30 x 14 x "	180	7	1	5	0
"	30 x 20 x "	216	7	5	0	0
"	34 x 18 x "	48	3	3	0	0
"	28 x 18 x "	58	3	3	0	0
"	28 x 20 x "	78	5	0	0	0
合計	32 x 16 x "	1071	55	7	6	0

合計金九百貳拾九圓六拾錢也

以上

I kindly certify that the cargoes which had been landed in S.S. "Steine mollen" were shipped as follows and 230 tons of Kailan coal remained for reserve bunker coal

Description	Quantity	Remarks
glass	55 cases	discharged at Amoy on 27-1-42 for onward use
glass	2195 "	transhipped to "Steine-mollen" on 28-1-42
Kailan coal	60 tons	40 cases short in dispute
"	35 tons	shipped to S.S. "Jalas Viagari" for her bunker coal on 22-1-42
"	135 tons	shipped to S.S. "Steine-mollen" for her bunker coal on 23-1-42
"		shipped to S.S. "Randy mollen" for her

海軍部

海軍部

(誤謬脱漏ハ此ノ限リニアラス)

アール、ハル(署名)

汽船エルシー、モラー船長

右原本ヨリ翻譯ス

佐世保捕獲審檢所

通事

利行

斌

日本郵政省

通事 選任 書

興亞院通譯場託 沖 田

春

書

右者本件ニ付利害關係ナキコトヲ確メ通事ニ選任ス

昭和十七年二月 四日

於廈門海軍軍法會議

佐世保捕獲審檢所

擔任評定官

佐世保

評定官

第一四丁

第五五丁

取次書

昭和二十二年二月四日

南京...

聴取書

エルシエラ 捕獲事件ニ付昭和イマ年

二月四日 日原川海軍少佐 於テ

評定官 雄ニ對シ

ロバートハル ノ爲シタル申供左ノ如シ

一 氏名ハロバートハル (ROBERT HALL)

一 年齢ハ五十一歳

一 職業ハ船長

一 国籍ハ英國

一 住所ハ上海ハロッドワシントンビル 320 HARBOUR ROAD, SHANGHAI

一 兵隊ハ英國

一 軍人デハアリス

第五五丁

100-100-100-100-100-100

一 一九四一年一月以済汽船 エルジー・モラーノ船長ヲ

シテ居リマス

右エルジー・モラーノ船長ノ

氏名ハ エリック・モラー (ERIC MOLLER)

国籍ハ 英國

視察所ハ 上海伊爾曼ライヤルバート街

12 BAND HONGKONG & SHANGHAI BANK BUILDING

官署ハ 上海イムバンド「香港上海銀行ビルヂング」内

元々右エリック・モラーナル者ハ エリック・モラーノ

ノ會社ノ總務員(即チ持分)ヲ一人ヲ有シテ居

ル者ナリ或ハ此ノ會社ガ エルジー・モラーノ船長

チアルカニ執リマス。

第九號ノ一 日本標準規格B列四號

右會社ノ

本居所在地ハ 上海イムバンド「香港上海銀行ビルヂング」内

營業所ハ 同所

エルジー・モラーハ定期汽船中チス

汽船者ノ

名稱ハ

カイランマイニング・コムパニー(開港岩鑛會社)チ一九四一年四月より汽船中チス

組織ハ

株式會社

本居所在地ハ

天津

營業所ハ

青島

營業者ハ

岩鑛者

私ハ前述ノモラー・ライオン・コムパニーヨリ船長トシテ備

第五丁

ハレテ居ル者ナス

エルジールス

種類ハ洗物船ナス

結核教ハ

結核教ハ

船籍港ハ

国籍ハ

揚揚ノ権利ヲ有スル國旗ハ

候事ノ事務ハ

上海、秦皇島間、定期航路船ナス

エルジールス

浪船沖(香港ヨリ東方約八。温、箇竹)ニ於テ日本

LANG. POINT

六

六

軍艦(駆逐艇ト云フ)ニテナリ拿捕サレシタ

者時本船ハ香港ニ向ケ航行中ナリガ故ノ場

所ニ於テ日本軍艦ヨリ強送ナリニテ併船ヲ

命セラルタ上隨航ヲ命セラルタ事ノテ該軍艦

ニ隨航シトコトハ碇石灣ニテ達レ行カレ回灣

ニ於テ日本海軍上官ヨリ詰問セラルシタ

同上官ハ其ノ際船舶書類ヲ持テ各一コトヲ

右拿捕ノ際ノ航路ハ最初秦皇島ヲ奔航シ

上海ニ向ケ航行中ナリト云フニ英國海軍官

艦ハ詳シク云ハ在上海英國總領事館ヨリ英國

海軍統制(官署名)ヨリ無線電信ニテ香港ニ在

行スル事ヲ命セラルタ事本船ハ上海ニ在

CHINGWANGTAO

BRITISH NAVAL AUTHORITIES

BRITISH

NAVAL CONTROL

OFFICE

第一五丁

左止景捕獲船

凡

ラズルヤニ香港ニ向リ航行シテ居ワタノデス

拿捕者船ノ載貨ハ

石炭 又三〇噸 和菓六ニヤ箱

カイルラン、スイミンブ、コハパー、南洋

岩盤株式会社。英、回籍ハ 英國

右ノ合口

右ノ友人ハ 嘉望島

上酒テラガ前進、如ク即定テ後

航行中テアツタノデス

英シテ上酒ニテ居ラズシテ香港ニ向リ

拿捕者船ノ乗員ハ

船長者四ノ名

日本郵船株式会社

第五丁

英、回籍 英國人一名(船長)ギリシヤ人一名(船員)

通信士。此ハ全部支那人

右支州人ニ名ハ若シ軍人、軍属ヲハアリス。又

支那人船員ニ付テハ若シ中ニ軍人、軍属カアル

カ在カ知ラズ

二、拿捕者船ノ乗員ハ

一、拿捕者船ノ乗員ハ

即チ

船舶回籍調査

函載吃水線調査

本港調査

等ハ日本ノ海陸上軍ニ提告シテ要スルコトヲ

英造破舊等為言ハ了ル也又
拿捕者時船ハ破損者、他、勇状ハ了ル也又予

知ツテ居ルコト也
私ハ拿捕者時日本ト英國米國ト同ノ用戰事深

夫ハ拿捕ノ時同前位前ニ無線電信ニ依リ通報
ヲ受ケテ居ルカラズ

拿捕後ノ船ヲ載運等ニ獎勵ヲ加テ居ル也又
為右船トテハ本船拿捕、當時ハ列ノ所船船ノミナラ

ト為、他、英國船中最大ノ船船ハ總テ英國船
向ノ統制下ニ在ツルコト也又
小船船ハ多橋ヲハナシト為ル也又

BRITISH SHIPPI-

右ノ橋ヲ統制カ控マシ時期ハ私ハ知ルコト也又ガボクト

又ノ年位前カラ橋ハ有ツテ居マシト也又
拒メ船船向ノ軍事輸送向ノ受受セラレカカ

MINISTRY OF WAR TRANSPORT

カハ知ルコト也又
總テ、大船船ハ香港前ニ英國海軍官署ノ

許可ヲ要スルコトニ有ツテ居ル也又
本船ノ香港到着後ハ英國海軍用ニ使用サレ

ル事定テアツカ知ルコト也又ガ私ハ確テコトハ
知ルコト也又

右ハ書記之ヲ錄取シ本人ニ讀聞カセタルニ相違
ナキ旨陳述シタルニ依リ共ニ署名捺印ス

前同日同所ニ於テ

佐世保捕獲審檢所評定官

夏魏雄

佐世保捕獲審檢所書記

山邊九之助

通

事 仲田 春美

申

供

者

Robert Hall

申	知	答	之	...					
...
...
...
...
...
...
...
...
...

厦根機密第三二號、一六

昭和十六年十二月二十五日

厦門方面特別根拠地隊司令官

佐世保捕獲審檢所長官殿

左、件送付

拿捕船舶関係書類別紙、通送付致候

(別紙添)

(終)

(保務部)
拿捕部關稅書賬保務、嚴送付外邦
在、半送付

(終)

佐世保捕獲審檢所身官類

廈門方面捕獲林賊船新自令官

昭和十六年十二月二十五日

廈門捕獲第三一號、一六

別紙

拿捕船舶關係書類目録

船舶名	カヌー	江蘇	新華	カヌー	カヌー	カヌー	カヌー	カヌー	カヌー	カヌー	カヌー	カヌー	カヌー
船舶國籍證書	/		/	/	/	2	/	/	/	/	/	/	/
航海日誌簿	3	/	2	/	/	2	/	/	/	/	/	/	/
海員名簿	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
乘客名簿		/				/							
備船契約書						/							
船荷證券						1組	1組						
載貨目録				/		/	2						
出港證書	/		/	/	/	(保務部)		/	/	/	/	/	/
健康證書			/			/							
船舶賣渡證書						/							
其他	/	3	/	/	3	3	8	/	/	/	/	/	/

(終)

出せ別紙對審録也

昭和十七年二月十一日

古 鑑 本 出

Richard James Tippin

聽 取 書

江 蘇

捕獲事件ニ付昭和十七年

二月七日 門海軍々法會議 ニ於テ

評定官 森 靜 雄 ニ對シリチャード、ゼイムス、

ノ爲シタル申供左ノ如シ

本抄本ハ参考ノ爲
添付セリ

ド、ゼイムス、テイツピン (RICHARD JAMES TIPPIN)

一年齡ハ 三十九歳

一 職業ハ バタフィールド、エンド、スワイヤ、ノ代理人
BUTTERFIELD & SWIRE

一 國籍ハ 英國

一 住所ハ コロンス嶋、チャンベイ區バンヤード

一 出生地ハ 上海

一 私ハ昨年四月カラ、バタフィールド、エンド、スワイヤ、會

送世別紙懸番録用

昭和十七年二月一日

古紙本出

手廻り

聽取書

江蘇

捕獲事件ニ付昭和十七年

二月七日 門海軍々法會議 ニ於テ

評定官 森 靜 雄 ニ對シリチャード、ゼイムス、

ティツピン ノ爲シタル申供左ノ如シ

一 氏名ハ リチャード、ゼイムス、ティツピン (RICHARD JAMES TIPPIN)

一 年齢ハ 三十九歳

一 職業ハ バタフィールド、エンド、スワイヤ、ノ代理人
BUTTERFIELD & SWIRE

一 國籍ハ 英國

一 住所ハ コロンス嶋、チャンベイ區バンヤード

一 出生地ハ 上海

一 私ハ昨年四月カラ、バタフィールド、エンド、スワイヤ、會



社ノ門代理店ノ代理人ヲシテ居リマス

問 人ニ依ツテハ、「モラー」會社ハ六十四ノ持分ガアツテ、エリ

ツク、モラー（父）ガ其ノ全部ヲ所有シテ居ルノテ船舶ハ

結局エリツク、モラー（父）ノ所有ニ屬シテ居ル」ト申ス

者モアルカ、怎ウカ

答 其ノ點ニ付テモ私ハ正確ナ答ヲスルコトハ出來マセヌ

然シ私ノ意見デハ、悉ラク、昔船舶ト云フモノハ六十四ノ

持分ガアルモノトサレ、其ノ持分ヲ船主、船長、船員等ニ

於テ分有シテ居ツタ

例ヘバ

船主 三十二持分

船長 二十持分

第九號ノ一 日本標準規格B列四號

船員 十二持分

ト云フ風ニ分有シテ居ツタノテハナイカト思ヒマス

左様ナ沿革上今日ニ於テモ、「六十四持分」ト云フコトカ

即チ「船舶ノ全所有權」ヲ意味スル^{64 SHARES}ノデアロウト思ヒマス、

即チ例ヘバ「モラー、ライン、コムパニ」カ此ノ船ノ六

十四部分ヲ持ツテ居ル」ト云フコトハ「モラー、ライン、

コムパニ」カ此ノ船ノ船主デアル」ト云フコトヲ意味スル


モノト思ヒマス

左様ナ意味テ「六十四持分」ト云フ言葉ハ船舶登記ニモ記

載サレテ居ルト思ヒマス

一、以上ハ單ナル私ノ意見及私ノ見聞シタトコロヲ述ヘタ丈テ

ス

右ハ書記之ヲ錄取シ本人ニ讀聞カセタルニ相違	ナキ旨陳述シタルニ依リ共ニ署名捺印ス	前同日同所ニ於テ	佐世保捕獲審檢所評定官 森 靜 雄	佐世保捕獲審檢所書記 山 邊 九 之 助	事 沖 田 春 善	者 <i>R. J. Tippin</i>	石 塚 本 也 申	
-----------------------	--------------------	----------	-------------------	----------------------	-----------	-----------------------	-----------	---

昭和十七年二月十六日
 佐世保捕獲審檢所書記
 山邊九之助



事 中 田 春 善

海軍省 海軍部 海軍監 山 本 武 雄

海軍省 海軍部 海軍監 森 繁 雄

同日 同日 同日 同日

右ノ書類ニ付テ共ニ署名捺印スルニ付テ其ノ書類ニ付テ本人ニ歸還スルニ付テ其ノ書類ニ付テ

厦門警備隊第二九號

昭和十七年二月十九日

厦門警備隊

拿捕船舶取扱主任



森 評定官 殿

左ノ件送付

一、エルシーモラー積荷ニ関スル書類

(別紙一紙添)

一 括



右ハ船舶書類ノ一部ナルニ付證據物トシテ領置ス



右ノ事項ハ...



(保身一紙)

一、エラ...

森...

今...

夏門...

昭和十七年二月十日

第三十八丁

囑託書

拿捕汽船ハ... 左記事項至急御調査御回答相煩度此段及囑託候也

昭和十七年一月二十六日

佐世保捕獲審檢所

評定官 本郷 雅廣

外務省 御中

記

一、中華民國天津ニ本店ヲ有スル開灤炭鑛会社ハ何國ノ会社ナリヤ 若シ表面ノ所屬國ト實質的所屬國トヲ異ニス

ル場合ニ各其ノ所屬國
ニ開鑿炭鑛会社ノ資本關係ト出資者ノ所屬
國

三、右会社ト英國政府トノ關係

以上

追テ本屬託書ハ御回答ノ節 回答書ニ添附シ
テ御返送被下度候

一、(1) 中華民國天津ニ本店ヲ有スル開鑿炭鑛會
社ハ何國ノ会社ナリヤ

開鑿炭鑛ハ開鑿鑛務總局ノ運營スルモノニ
シテ、同局ハ一九一二年英國会社トシテ創立
セラレタルモ一九三三年七月中國法ニヨル會
社トシテ登記セラレ支那鑛業法規ニ從ヒ英
支合辦会社トシテ經營セララルニ至レリ

(2) 若シ表面ノ所屬國ト實質的所屬國トヲ異
ニスル場合ニ各其ノ所屬國

開鑿炭鑛ハ在北支英國鑛業關係權
益中投資額(後述)カラ見ルモ最大ニシテ
形式上ハ中國法人ニシテ且ソノ資本構成ハ

英支合辦トナリ居ルモ其ノ實權ハ英國人ノ掌握スル所ニシテ總經理ハイー、ジエー、ネーサン及孫多鈺ナリ

ニ開 瀋炭鑛會社資本關係ト出資者ノ所屬國

開 瀋鑛務總局ハ一九〇一年英國法人トシテ香港政廳ニ登記セラレタル開平鑛務公司ト一九〇七年支那法人トシテ成立セル瀋州鑛務公司トノ合併セルモノニシテ、兩公司投資額ハ五、八九五、〇〇〇磅ナリ(註一註二註三參照)

兩公司投資額内譯ハ次ノ通りナルカ總投

資額五百八十九萬五千磅ノ内、兩公司共同ノ別途積立金ヲ除キタル四百三十六萬八千磅ニ對スル英國側ノ投資額ノ割合ハ五割九分強 二百五十七萬七千六百磅ナリ

開平公司側投資額

株式資本 一、九六〇、〇〇〇 磅

社債未償還額 六四八、〇〇〇 磅

社債償却積立金 五六〇、〇〇〇 磅

計 三、一六八、〇〇〇 磅

瀋州公司側投資額

株式資本 一、〇〇〇、〇〇〇 磅

新規事業資金 二〇〇、〇〇〇 磅

計

一、二〇〇、〇〇〇 磅

註一

鑛務總局へ、總投資額五、八九五、〇〇〇 磅、内一、五〇九、〇〇〇 磅ハ兩公司共同ノ

別途積立金ナリ

註二

合同契約當時開平資本百萬磅、瀋州側百萬磅合計二百萬磅ナリ

註三

本調査ハ昭和十一年末現在東亞研究所発行「列國對支投資」支那國際

收支ニ依ル

右兩公司ニ對スル英國人及白耳義人ノ投資額
左表ノ通り

英國側

白耳義

開平側總投資額 三、一六八、〇〇〇 磅、七〇%

即チ二、二二七、六〇〇 磅

一、二二%

瀋州側總投資額 一、二〇〇、〇〇〇 磅、三〇%

即チ三六〇、〇〇〇 磅

一、五〇%

開瀋山及瀋州へ、投資國ハ右ノ如ク、開平側ニ對シテ

英國カ七〇%、投資ヲナシ、白佛獨伊等ハ極

メテ僅クナリ

瀋州側ノ投資中ニ記名株式及無記名株式アリ

其ノ割合ハ略ホ半々ニシテ記名株式ハ全部

支那人所有、如シ無記名株式ハ外國人混合ニシ

テ上表ノ如ク、大部分英人所有ナリ

三、右会社ト英國政府トノ關係

第四一丁

開鑿炭鑛が英國人ノ實權下ニ掌リ握セララルルニ至リシ事情左ノ如クニシテ英國政府ガ本鑛務總局ニ重大ナル關心ヲ寄セ居ル所以ヲ知り得ベシ。開鑿鑛務總局ノ前身タル開平鑛務局ハ一八八一年官督商辦トシテ成立シ經營ヲ續ケタルガ一九〇〇年義和團事件當時開平鑛務局ノ財政逼迫ニ際シ開平總辦張廷謀ガ天津稅關長ノ職ニ在リシ獨人「デットリング」ニ委嘱シ鑛務局ノ財政窮狀ヲ救フタメニ外國借款又ハ外國株募集ヲ行フコトトシ之ガ章程起草案ヲ爲サシメタリ「デットリング」ハ右委嘱ニヨリ「モーレンゲ」商會

代理人「フリーガア」ト謀リ該局全財産ヲ同商會ニ讓渡シ「開平鑛務有限公司」ト稱スル英國法人ノ設立契約ヲ締結セリ。コノ契約案ニ對シ張廷謀ハ痛ク其ノ不信ヲ詰リ峻拒スルヤ英國側ハ百方威嚇手段ヲ弄シ一九〇一年張ヲ強制シテ調印ニ成功セリ。斯ウテ開平鑛務有限公司ハ英國法人トシテ成立セララルルニ至リタル次第ナリ、其ノ後支那ハ本炭鑛ノ利權恢復運動ヲ再三試ミンニ到リ一九〇七年開平鑛務有限公司ニ對抗シコレニ打撃ヲ與ヘント目論見、濼州縣内ニ濼州鑛煤有限公司ヲ設立シタリ、然レトモ支那側ノ企

圖、英國側、妨碍ニ依リ目的ヲ達セズ一九一二年
 年開平鑛務有限公司ノ壓迫ニヨリ濼州鑛
 煤有限公司ハ右開平公司ト共同出資ニ依ル
 聯合經營ヲ機關ヲ設立スルコトナレリ即チ之
 レ開平鑛務總局設立協定ナリ斯クテ
 開平、濼州ノ両炭鑛ハ鑛務總局ノ一元の運
 營下ニ置カルコトナレリ
 其ノ後一九三四年當初、協定ニ代リ左ノ如キ
 新協定成立セリ
 一、開平鑛務總局ヲ現行支那鑛業諸法想ニ
 從ヒ外支合辦會社トシテ經營スルコト
 二、從來利益金三十萬磅ニ至ル迄ノ分配率開

平公司六割濼州公司四割ナリシヲ兩
 後均分スルコト
 三、總局ハ兩公司ヨリ各一名宛任命スル二人ノ總
 經理ニ依リ代表セラルモノトシ從來ノ總支
 配人、副支配人ヲ廢ス

以上

石騰本也

昭和十七年三月二十二日



全記山邊九之助

山邊九之助

四四

帝國軍艦回航揚子江
海軍大臣高松野上殿

受領候也

昭和十七年三月二十一日

佐世保捕獲隊隊長官 高松野上殿 一部

一 英國汽船「エルン」及び其搭載物件

一 住連番其ノ他ノ密領一括

右 エルン一、又リ一

捕獲物件ニ付

受領書

一 號

四四

佐世保捕獲事件ニ付
御保管相成度此段委託候也

明治三十七年三月二十二日
佐世保鎮守府司令長官 谷本馬太郎 殿

御覽出

右 エルシーモラー

捕獲事件ニ付

一 英國汽船エルシーモラー及其ノ搭載物件

一 英國汽船エルシーモラーニ於テ御保管相成度此段委託候也

佐世保捕獲事件ニ付

一 號

佐捕甲第 四七 號

二 號

委託書

一 英國汽船エルシーモラー及其ノ搭載物件

右 エルシーモラー

捕獲事件ニ付

引渡ヲ受ケ候條貴廳ニ於テ御保管相成度此段委託候也

昭和十七年三月二十二日

佐世保捕獲事件所長官 草野豹一郎

佐世保鎮守府司令長官 谷本馬太郎 殿

本件領收ス

昭和十七年三月二十四日

四五

佐世保鎮守府



目次

昭和十九年三月二十日

佐世保捕獲審檢所 御中

佐世保捕獲審檢所 御中

昭和十九年三月二十二日

佐世保捕獲審檢所 御中

佐世保捕獲審檢所 御中

佐世保捕獲審檢所 御中

二

佐捕乙第二〇五號

調査書

エルシーエス

捕獲事件ニ付事實ノ調査ヲ
之ガ取調書類ハ拿捕シタル艦船部
書ト共ニ別冊記録ニ編綴致置候條
付込書ノ附屬書類相添へ別冊記録及送付候

昭和十九年 三月二十八日

佐世保捕獲審檢所

担任評定官

佐世保捕獲審檢所檢察官

御中

B4

昭和十七年三月二十日

佐世保捕獲審檢所

佐世保捕獲審檢所 谷本 福太郎 案

佐世保捕獲審檢所 第一組

三月二十二日

佐世保捕獲審檢所 第一組

一 英國汽船エスエス号の乗組員及び其の搭乗書類
一 佐世保捕獲審檢所第一組第一組長佐藤清次

佐世保捕獲審檢所

二 案

佐捕乙第二〇五號

調査書

捕獲事件ニ付事實ノ調査ヲ
了ヘタルヲ以テ之ガ取調書類ハ拿捕シタル艦船部
隊指揮官ノ供述書ト共ニ別冊記録ニ編綴致置候條
供述書ノ附屬書類相添ヘ別冊記録及送付候

昭和十七年 三月二十八日

佐世保捕獲審檢所

兼任評定官
佐藤清次

佐世保捕獲審檢所檢察官

御中

海軍省 海軍部 海軍審判部 海軍審判官

職中

海軍省 海軍部 海軍審判部 海軍審判官

海軍省 海軍部 海軍審判部 海軍審判官

昭和十七年四月八日

本件事案ヲ精査致候處右ハ敵船ニシテ其ノ積貨ハ敵貨ナルコト明ナルヲ以テ其ノ捕獲ストノ檢定可相成モノト思料候也

海軍省 海軍部 海軍審判部 海軍審判官

意見書

英國汽船エムシーエス

本件事案ヲ精査致候處右ハ敵船ニシテ其ノ積貨ハ敵貨ナルコト明ナルヲ以テ其ノ捕獲ストノ檢定可相成モノト思料候也

昭和十七年四月八日

佐世保捕獲審檢所

檢察官

檢察官

德永 崇吉



佐世保捕獲審檢所

擔任評定官 静雄 殿

備考 「エルシモラー」號積載ノ分

品名	数量	梱包數	容積 (立方米)	重量 (噸)	摘要
石炭				70000	

戦利品（拿捕船戦省）ニ關スル件通知

佐世保捕獲審檢所 御中

佐世保地方海軍運輸部



昭和十七年五月二十六日

五號ノ一四

御中
 佐世保地方海軍運輸部
 御中
 昭和十七年五月二十八日
 本件奉命、積載運送付直...
 以上仰請

昭和十七年五月三十日

佐世保鎮守府附

海軍豫備少佐

飯淵忠夫

佐世保捕獲審檢所評定官 森 靜雄殿

拿捕船積貨ノ件

拿捕船「エルシー・モラー」ノ積貨ヲ五月二十三日陸揚ゲ調査シタル處
別紙ノ通ナルコト判明シタルニ付及通知候也

(別紙 添)

(終)



(納本報復合納)

陸揚シタル積貨ノ件

品名	数量	備考
立米	40000	
...

積貨品(本報復合納)ニ關スル件

陸揚積貨審檢所 陸揚中

昭和十七年五月二十六日

陸揚積貨審檢所 陸揚中



昭和十七年五月二十五日
 南洋航路取扱主任 殿
 受領 記
 一、 五美
 七〇 地 (南洋航路取扱主任 殿)



印

海軍



本件ニ付昭和十七年五月二十五日佐捕乙第三九〇號ヲ以テ内閣印刷局
官報部官報係竝ニ「ジヤパンタイムス」社ニ左記要領ノ公告掲載方ヲ
囑託シタリ

昭和十七年五月二十五日

佐 世 保 捕 獲 審 檢 所

記

本件船舶及搭載物件石炭外一卓ハ昭和十六年十二月八日南支碇石
灣ニ於テ帝國海軍ノ爲拿捕セラレ當廳ニ於テ審檢ヲ爲スニ依リ利害
關係人ハ公告ノ翌日ヨリ起算シテ三十日以内ニ書面ヲ以テ當廳ニ訴
願スルコトヲ得
右公告ス

昭和十七年六月二日官報竝ニ「ジヤパンタイムス」ニ公告掲載

済

申 請 書

捕獲事件第三四六號 (取替共)

右事件ニ付利害關係人ヨリ法定期間内ニ訴願書ノ提出
ナキヲ以テ審問ノ手續ヲ爲サス直ニ檢定相成度候也

昭和十七年 七月 二十一日

佐世保捕獲審檢所檢察官

カ
ハ
シ
シ

佐世保捕獲審檢所長官 草野豹一郎殿

佐世保捕獲審檢所

五三

報告書

本件確定書牘本ハ昭和十七年八月一日當縣検査官ニ
送付シタリ

昭和十七年八月一日

佐世保榎審務所

菅記山・下久



25

第三四六號

本件ニ付昭和十七年九月四日佐捕乙第六八九號ヲ以テ内閣印刷局官報部官報係ニ檢定並ニ該檢定ハ昭和十七年八月二十二日確定シタル旨掲載方囑託ヲ爲シタリ

昭和十七年九月四日

佐世保捕獲審檢所

昭和十七年九月十二日官報掲載

270

昭和十七年九月十四日官廳發給

送 附 呈 報 察 辦 理

昭和十七年九月十四日

安 心 々 々 官 廳 發 給 式 樣 請 々 領 心 々 々

鼠官辨照官辨給ニ屬家竝ニ屬家ハ昭和十七年八月二十二日新
本件ニ付昭和十七年九月十四日並紙ニ據六八八號ニ以テ内閣府

昭和十七年

佐捕甲第一五五號

英國汽船エルシー・モラー號及其搭載物件

別紙檢定書ノ通捕獲ト檢定相成確定候條捕獲

審檢令第二十九條ニ依リ貴廳衙ニ於テ保管ノ

儘執行トシテ及引渡候

昭和十七年 九月十四日

佐世保捕獲審檢所

檢察官 德永 榮吉

佐世保鎮守府司令長官 谷本馬太郎殿



五五

號外第四號 日本標準規格E列五號

英領上海租界工部局

船務司

註冊

一九一三年

註冊

註冊

註冊

註冊

註冊

調査ノ結果ノ要領

一、船名 エルシーモラー 一、船種 汽船(貨物船) 一、船籍港 上海

一、總噸數 一三五噸 一、純(又ハ登簿)噸數 六〇九噸

一、船長氏名 ロバート、アバート

(四)住所 上海ヘイドウン街二八〇、ビジュウ、アバートメント

(六)國籍 英國

一、所有者氏名(又ハ會社名)

エリック、モラー(證第一號及船長申供)

(四)住所(又ハ本店所在地)

上海フーチキーロード三〇(證第一號)

(六)國籍 英國

一、船務ノ權利アル國旗 英國旗

一、備船者氏名(會社名) 開漢炭礦會社

(四)住所(又ハ本店所在地) 天津

(六)國籍

英國(形式上ハ中國法人)(三八丁以下回答書参照)

一、搭或物件

石炭 七三〇噸

荷送人 (開業炭礦會社)

所有者 香港

到達地

(詳細、二一丁乃至二三丁)

- 四六〇噸 イスラス、ピサヤスノ燃料炭トス
- 三五噸 廻送船平雄丸 ノ燃料炭トス
- 二三五噸 レデイ、モラー ノ燃料炭トス
- 七〇噸 カルメン、モラー ノ燃料炭トス
- 二〇〇噸 本船 ノ燃料炭トス
- 二二〇噸 本船
- 二二三〇噸 本船豫備燃料炭トシテ殘ス

如神廻
運後ノ
取調未了

硝子 二二五〇箱

荷送人

所有者

到達地

右ニ同シ

内五五箱

二一九五箱

軍用トシテ厦門ニ陸揚

廻送船平雄丸ニ轉載シテ佐世保港ニ廻送サル

(但シ内四〇箱不足セラルモノノ如ク
今日迄調査未了)

一、拿捕の日時場所 十六、十二、八午後五時半頃南支碇石灣

(二) 拿捕者 鴉水雷艇(長、犬塚家孝)

受 領 書

(事件第三四六號)

英國汽船エルシー・モラー號及其搭載物件

右種運事件檢定確定ノ上執行トシテ引渡ニ付檢定書ノ謄本ト共ニ受
領致候

昭和十七年十月三十一日

海軍省兵備局長保科善四郎

佐世保捕獲事務所

檢察官 德永榮吉殿

海軍

大正十一年

第1師	第2師	第3師	第4師	第5師	第6師	第7師	第8師	第9師	第10師
...

第10師 第11師

在野山等處之海軍部ノ上陸部トシテ之ヲ...

海軍部ノ第11師・第12師ノ編成ニ...

(海軍部 第11師)

海軍

海軍部

海軍部

海軍部

昭和十七年七月一日

謹啓 時下酷暑炎熱ノ砌 益々御清勝ノ段奉願候
陳者 小生儀 去ル五月事務打合ノ存貴地出張ノ際ハ
報々ナル御厚誼ヲ辱レシハ 誠ニ有難ク深謝致居候
早速ニ御禮申述フベキ處 種々ノ事務多忙ヲ迫辭ニ
今日より延引致シ 甚ク恐縮ニ存居候
取過般ノ事務打合ニ於テ 御指示ヲ賜ハリタル例ノ拿捕
船載貨ノ處分ニ関シハ 可及的速ニ處置可致 鏡意
努力任候ニ 中ニ 港務部申越御量ト 貴部各御御量
ト合致セザルニ付 或ハ 所有者ノ申出ト 併合セザル莫ク
評價多難クモアリ 買立人選定ニ 手同取リシモナリテ
事務豫想通り 進捗仕ラズ 今般漸クモラサン 江蘇

海軍

浙江ノ三船舶ニ関シ 載貨調書ノ完成ヲ見ルニ 多クナル決中ニ
有之 別送右調書御查收ノ程願上候
右調書中 記載日附ノ概キ一月内至二月ト記シタル書類
形式整頓上ノ理由ニ出ブルモノニ付 例之 評價ノ如キ最近ノ
市價ヲ基準トシツツニ 尚ニ 自若時ノ日附シヨリ記入シテ
甚クナ不合理ナル旨有之候ニ 誠ニ致シ方各之 何卒ソノ間ノ
事情 御高念ノ程願上候
此ニ 載貨數量ハ 港務部ヨリ 送付表ヲ参考トシツツ 貴部各御
シテ 各領セシ 数量ヲ 基準トシテ 致候
尚 載貨量印ニ付テ 貴部保管中ノ 代金(小切手)ハ 貴方
御希望ニ依リテ 御送付致シ 各カチラシニ 相違ノ大旨故 貴方
ニ於テサハ 御差支各之シ人 貴方ニ於テ 代ツテ 保管可仕
ニ付テ 何卒カ 御指示ヲ賜候

海軍

昭和十七年七月一日

謹啓 時下酷暑炎熱ノ砌 啓ノ御清勝ノ段 奉願候
陳者 小生儀 去ル五月 事務打合ノ為 貴地出張ノ際ハ
報々ナル 御厚誼ヲ辱レシリ 誠ニ有難ク 深謝致居候
早速ニ 御禮申述スベキ處 種々ノ 事務多忙ヲ 道辭ニ
今日ヨリ 延引致シ 甚ク恐縮ニ 存居候
取 過般ノ 事務打合ニ 於テ 御指示ヲ 賜ハラル 例ノ 拿捕
船載貨ノ 處分ニ 関シハ 可及的速ニ 處置可致 鋭意
努力仕候ニ 中ニ 港務申越 報量ト 貴部 受領 報量
ト 合致セザルニ アリ 或ハ 所有者ノ 申出ト 打合セザル 由アリ
評價 報量ノ 多クアリ 買者人 選定ニ 手回取リニ モ アリテ
事務 豫想通り 進捗 仕ラズ 今般 漸ク モ ラン 江蘇

海軍

浙江ノ三船舶ニ 関スル 載貨調書ノ 完成ヲ 見ルニ 多クナル 由ナリ
有之 別送 右調書 御查收ノ 程 願上ル
右調書中 記載日附ノ 概キ 一月内至二月ト 記シタルニ 書類
形式 整頓上ノ 理由ニ 出ヅルモノニ アリ 例之 評價ノ 如ク 最近ノ
市價ヲ 基準トシテ 尚ニ 自當時ノ 日附ニ ヲテ 記入シテ
其切ガ 不合理ナル 處有之トシ 誠ニ 致シ方 各之 向年ソノ 間ノ
事情 御高念ノ 程 願上ル
次ニ 載貨數量ニ 港務部ヨリ 送付 表ヲ 参考トシテ 貴部 倉庫
シテ 登録セシ 貨數ヲ 基準トシ 致候
尚 載貨量 御シヨリ 貴部 保管中ノ 代金 (小切手) 貴方
御希 賜ニ 依リテ 御送付 致シ 各々 ヲテ 相方ノ 大念 故 貴方
ニ 於テ ハ 御差支 各之 人 貴方ニ 於テ 代ッテ 保管 可仕 ン 由
ニ 関シテ 何等カノ 御指示ヲ 賜 候

海軍

今次、拿捕船載貨ハ上海方面ニシテ、三四萬噸ハ可有之。
 フレハ庭分ハ現物、ツキテハ相違違致成候也。右ノ旨ニ
 書類調査ナド意ニシテ、慚愧ニテ思候。
 就中上述ニ船船以外ハ概テ解ノミシテ、之ハ解番号
 ノ混帳ト、如何ナル貨物ト如何ナル船ニ載在セテヤ、向題ハ
 追究スレバ、追究スルヤシキ不明ト相成。誠ニ国却致候也。
 尚既ニ貴方ニ於テ審檢済ニシテ、貴方ノ予注意ニ依リ、如何
 ナル處分ハ決定セルヤヲ識ラズニ、展ハル如キコトアラバ、貴方トシテ
 誠ニ面目各之。又、関係人ニトシテ、後ノ答ノ難トモルコト
 ナリ之。コト等ニ付キテハ、常ニ留意致成候也。遂ニ決定
 ナ見タルハ勿論、今後審檢ニシテ、決定サルル分ニ付キテ
 取纏ノ御通報ニ下付。特ニ、御考慮相成候也。
 以上、事務御連絡申上ル。

海軍

貴地ニ於テハ、暑節差ニ加リ、相違身患ニ致候也。物運食
 料ノ豊富ナルトハ、正ニ極樂ト申シ得ヘク候。
 内地ハ其ノ後、如何ニ修成御伺申上ル。
 内地ニシテハ、糧米差ニ及リ、特ニ九州ノ地ニトシテ、思シテ
 以存候。切角、御自愛、新念候也。
 以上、取般ヘテ、御考慮以、御記書ニ、事務連絡迄、如斯
 取白

本林評定官殿

氏家五計大尉

海軍

追伸

一 調書ハ各一部フコ送付シタレ。即入用ナレハ
更ニ一部追加ノ余裕有之ル

二 毛母ノ江蘇浙江ノ載道中尚ハ未ダ所有人ト
稱スル者ノ返還申出各々モナク。既ニ
判明ノ合ノミナシ。近日申取纏々。即送付可シル

台北ヨリ本船ニ
送料セラル
托送分ト

可法令
佐世保捕獲審檢所御中

昭和十七年六月二十九日

佐世保鎮守府司令長官殿

佐世保海軍工廠長

佐世保海軍工廠長印



捕獲品受領報告

品名	種數	見積價格	送付元	海軍制式又ハハ制式外	直ニ使用可能額	修理又ハ改造ニ依テ使用可能額	所要經費	記
古マンガン青銅地金	九〇〇〇	一五〇	官北海軍工廠 官府基隆出 張所	全シ	以上			通常物品トシテ テ受ニ立テ 當工場造船 兵材トシテ 使用致度
古鐵交銅地金	三三〇〇〇	〇一〇						
古マンガン青銅地金	八八〇〇	一五〇	官北海軍工廠 官府基隆出 張所					
古銅地金	七〇〇	一五〇	以下全シ					
古燐青銅地金	四四〇〇	一五〇						

海軍

古	同	古	同	同	古	古	古	古	古	古	古	古
水		盤			香	豆	湯	金	蒜	通		俵
一		一			一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
一	六	四	一	一	六	六	二	一	一	一	一	一
二〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	一〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	二〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	三〇〇〇

海軍

古	古
額	配食器備
縁	備
三九	一
一〇〇	一〇〇〇
三九〇〇	一〇〇〇

寫送付先 佐世保捕獲審檢所

(終)

海軍

